

資料提供  
 令和3年5月16日  
 担当：広島県対策本部  
 担当者：新型コロナウイルス  
 感染症対策担当 渡部  
 直通：082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年5月14日（金）及び15日（土）に、新型コロナウイルス感染症の患者が44例確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内8197～8240例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。

- 【発生数】 9市5町で、10代～90歳以上 計44人
- 【症状等の度合】 中等症2（70代2人）、軽症38、症状なし4
- 【入院等の状況】 入院中3、宿泊療養中10、調整中31
- 【他事例との関連】 濃厚接触者15、接触あり7、調査中22
- 【県外往来等※】 あり7

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来  
 ・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
坂町						2					2
廿日市市			1	1		2		1	1		6
大竹市		1				3				1	5
三原市			1								1
府中市			1	1		1					3
府中町		1	1	3							5
海田町		1		1							2
東広島市		2	5		3		1				11
竹原市				1							1
尾道市					1						1
大崎上島町		1									1
北広島町				1	1						2
庄原市		2						1			3
三次市			1								1
合計		8	10	8	5	8	1	2	1	1	44

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 事務所や事業所ごとの出勤者（勤務形態によっては執務室内の定員）を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 県境を越える移動は、最大限自粛してください。
- 感染者やその家族、医療福祉関係者等を、絶対に誹謗・中傷・差別しないでください。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。